

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書(補遺)

平成14年1月9日
長崎第一信用組合
金融整理管財人

I はじめに

当組合は、平成12年2月10日、金融再生委員会より、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第8条第1項第1号に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理」を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）を受けました。

金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき調査を行い、平成12年3月24日に報告書を提出いたしました。

なお、本調査作業につきましては、平成12年2月10日に選任されてから直ちに開始致しましたが、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査は継続しておりましたので、この点につきましては上記報告書の補遺として本報告書を提出するものです。

II 旧経営陣に関する刑事上、民事上の責任追及に関する措置について

1. はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち、理事若しくは監事又はこれらのものであった者に対する民事上及び刑事上の責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）、就任後の平成12年3月、金融整理管財人の下に弁護士1名、金融実務経験者2名で構成する「経営責任解明委員会」を設置し、預金保険機構、^(株)整理回収機構との協議、情報交換を通じて、法的責任追及のための慎重な調査、検討を行ってまいりましたので、今日までの状況について報告致します。

2. 刑事責任追及について

金融整理管財人は、融資審査内容が不明、不十分とされる貸出金や、不良債権化した大口貸出先などの個別融資案件について、「経営責任解明委員会」で調査を行うほか、預金保険機構特別業務部の調査や協議を通じ、旧経営陣の金融犯罪該当行為等の有無について明らかにするべく、調査、検討を行いましたが、現時点で、告訴や告発するまでの事実等を発見するには至りませんでした。

3. 民事責任追及について

（1）旧経営陣に対する民事責任追及の調査方針

金融整理管財人、管財人補佐人及び「経営責任解明委員会」は上記刑事責任追及事案の調査、検討と並行して、個別融資案件のほか、追加調査案件を加え、民事上の責任の有無を明らかにするべく、調査、検討することとした。

(2) 調査結果

- ① 上記の案件について、まず、りん議書等により融資審査の実態を調査したところ、当組合の融資稟議書は総じて債務者の財務内容の検討や事業計画、資金使途、返済原資の確認等が不十分であるばかりか保全面においても担保評価が甘く、多額の保全不足が発生しているなど融資審査の基本において多くの問題点が見受けられました。
- ② さらに当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項、同法施行令第2条、第3条第2項における同一人に対する貸付金の限度の制限、いわゆる大口融資規制があるにもかかわらず、経営陣と癒着した特定取引先のグループ企業や個人に対し、分散・迂回融資することにより多額の法令違反融資を行っていました。
- ③ そこで組合と旧経営陣との間の委任契約（中企法第42条、商法第254条）に基づく善管注意義務の違反を理由とした損害賠償の請求が可能かどうかについて、預金保険機構及び（株）整理回収機構と協議、検討し、後記2事案について、善管義務違反、法令違反が明らかでありましたので、損害賠償請求訴訟を提起することを決定致しました。

(3) 民事訴訟について

上記①、②、③の結果を踏まえ下記のとおり案件をしぼり、預金保機構、（株）整理回収機構の協力を得て、平成13年9月13日に長崎地方裁判所へ提訴しました。

① 被告

荒木 信一郎（元理事長）
岩永 寿一郎（元副理事長）
荒木 貢（元常務理事）

以上計3名

② 損害賠償請求額

イ. 43,606,288 円

ロ. 48,220,000 円

③ 請求の原因

イ. 平成5年4月22日に不動産購入資金として5,000万円を実行した金融業者Aに対して当時被告は調査の結果では、資金繰りに窮し、返済力が極めて脆弱なることを十分知り得たにもかかわらず、また保全についても3億円で購入した土地、建物（ビル）に対して3億2,500万円の根抵当権が第1順位に設定されていることを知りながら、無担保の融資をした。その後、債務者は、翌月より返済開始したもの、すぐ延滞がちとなり平成5年5月から平成10年8月まで返済月数64ヶ月に対し、17か月分を返済したに過ぎず、この時点で、上記請求額となったまま長期延滞、現在に至ったものである。

ロ. 平成10年2月2日に、不動産（調整区域、山林）購入資金をBに6,350万円実行したが、これは、当組合の多額不良債務者Cに対する法定貸付限度回避の迂回融資で、Cが銀行取引停止、多額債務超過であることを十二分に承知しながら、被告は、多額融資に走ったものである。融資後、被告は、購入担保物件の処分を試みた模様であるが、果たせず、実質の債務者Cも死亡したため、回収の目処が立たなくなり、購入物件を融資額6,350万円で代物弁済を受けた。不動産鑑定によれば、当該物件は、当時時価で1,528万円であり、6,350万円との差額が上記請求額となったものである。

4. 今後の対応

旧経営陣に対する損害賠償請求等につきましては、上記のとおり責任追及を行ったところですが、今後、株整理回収機構による調査等によって新たなる事実が判明する可能性もあることから、株整理回収機構において引き続き責任追及が行いうるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を株整理回収機構に譲渡する予定です。

以上